

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 9 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和 47 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 法第12条第 1 項に規定する所有者は、省令別記第三十六号の二の四様式及び省令別記第三十六号の二の五様式に知事が別に定める図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 法第12条第 3 項（法第88条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する所有者は、<u>昇降機等</u>の所有者にあつては省令別記第三十六号の三様式及び省令別記第三十六号の三の二様式に知事が別に定める図書を添えて、建築設備の所有者にあつては省令別記第三十六号の四様式及び省令別記第三十六号の四の二様式に知事が別に定める図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 法第12条第 1 項に規定する所有者は、省令別記第三十六号の二の四様式及び省令別記第三十六号の二の五様式並びに<u>省令第 5 条第 3 項の調査結果表</u>に知事が別に定める図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 法第12条第 3 項（法第88条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する所有者は、<u>第 1 項のエレベーター若しくはエスカレーター又は政令第138条第 2 項第 1 号に掲げるもの</u>の所有者にあつては省令別記第三十六号の三様式及び省令別記第三十六号の三の二様式並びに<u>省令第 6 条第 3 項の検査結果表</u>に知事が別に定める図書を添えて、<u>政令第138条第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる遊戯施設の所有者にあつては省令別記第三十六号の三の三様式及び省令別記第三十六号の三の四様式並びに省令第 6 条第 3 項の検査結果表</u>に知事が別に定める図書を添えて、<u>建築設備で第 1 項各号に掲げるもの</u>の所有者にあつては省令別記第三十六号の四様式及び省令別記第三十六号の四の二様式並びに<u>省令第 6 条第 3 項の検査結果表</u>に知事が別に定める図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。</p> <p>5～7 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定により提出されている報告書等は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定による報告書等とみなす。